

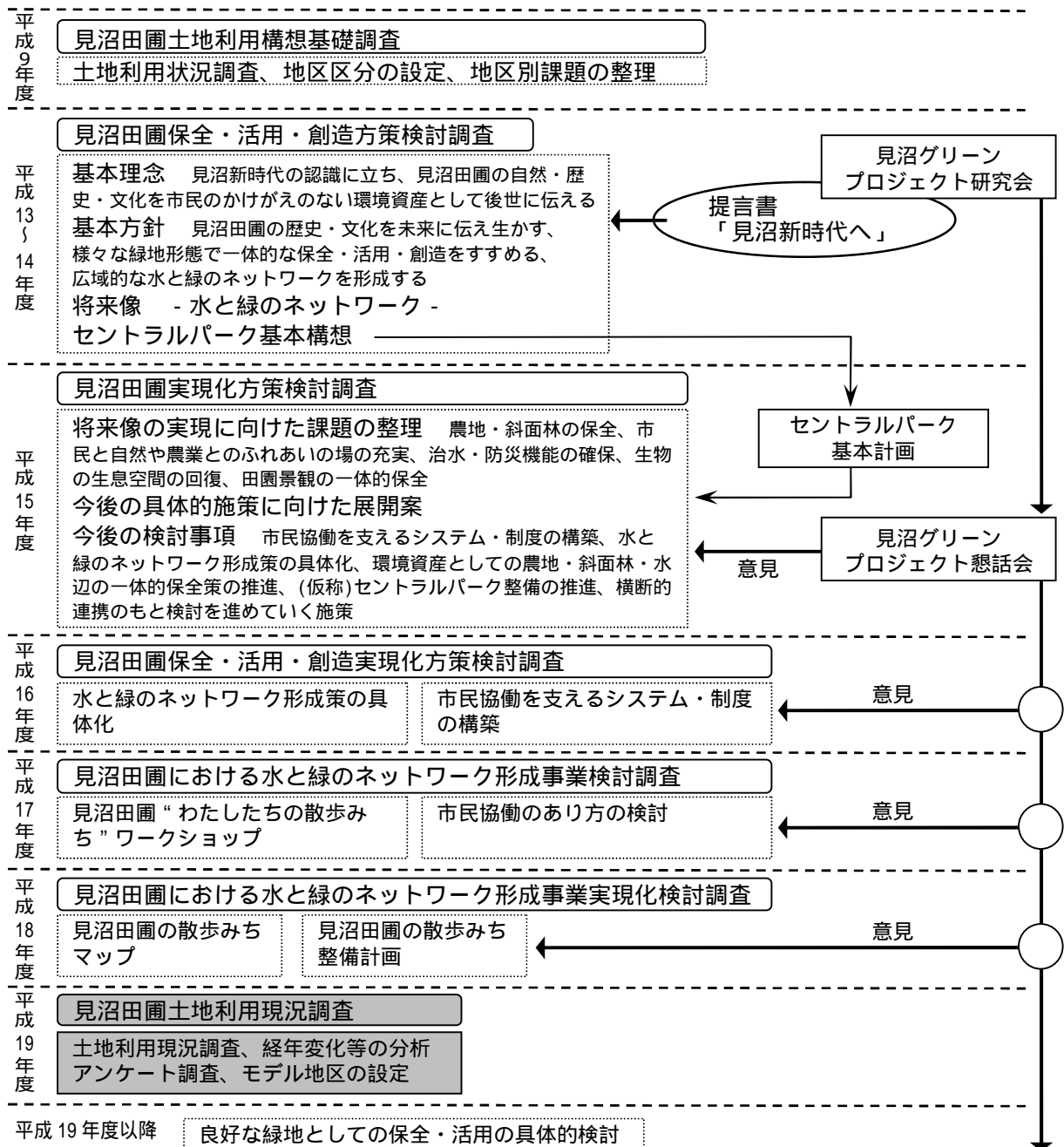
第1章 調査の概要と見沼田圃の位置づけ

1. 調査の概要

(1) 目的

見沼田圃の土地利用現況について、資料調査・アンケート調査を実施し、「平成9年度見沼田圃土地利用構想基礎調査（見沼土地利用連絡会議）」、「平成13年度土地利用現況調査（さいたま市）」との経年変化を比較し、見沼田圃の土地利用の現況と変化の傾向を把握することを目的として行った。

(2) 業務の流れ



(3) 業務の内容

1) 土地利用現況調査

土地利用現況の電子地図化（DM化）

見沼田圃全体の土地利用の現況について、平成 19 年 1 月に撮影した航空写真より判読して、電子地図化（DM化）した。

固定資産税データの抽出

見沼田圃区域にかかる固定資産税データ（地番図）を抽出した。

土地利用現況の現地調査

で作成したデータについて、現地調査を行うことにより検証した。

土地利用現況図の補正と面積割合の算出

の現地調査を踏まえた土地利用現況データとし、これをもとに土地利用別の面積割合を算出した。

2) 土地利用の経年変化等に関する分析

過年度調査との比較分析

標記の平成 9 年度調査と平成 13 年度調査と本調査による土地利用現況図をもとに、見沼田圃の土地利用について経年変化を行い、分析した。

土地利用現況図の分析

土地利用現況図を用いて、緑地的土地利用の分布、緑地としての重要度などを分析して地域特性を把握するとともに、今後の施策展開を検討するための基礎資料として整理した。

3) 土地所有者の意向に関するアンケート調査

土地所有者意向調査（アンケート集計分析）

土地所有者の営農や、見沼田圃の保全・活用・創造についてのアンケート調査を実施した。

アンケート調査結果より、見沼田圃の保全に関する意識について分析した。

なお、アンケートの作成・配布・回収は、みどり推進課が実施した。

4) 典型的な地区の設定および検討

他計画による見沼田圃の位置づけ

見沼田圃について、さいたま市の上位・関連計画による位置づけについて整理した。

典型的な地区の設定

見沼田圃を「保全・活用・創造」の視点にて土地利用現況の分析結果及び上位・関連計画をもとに設定した。

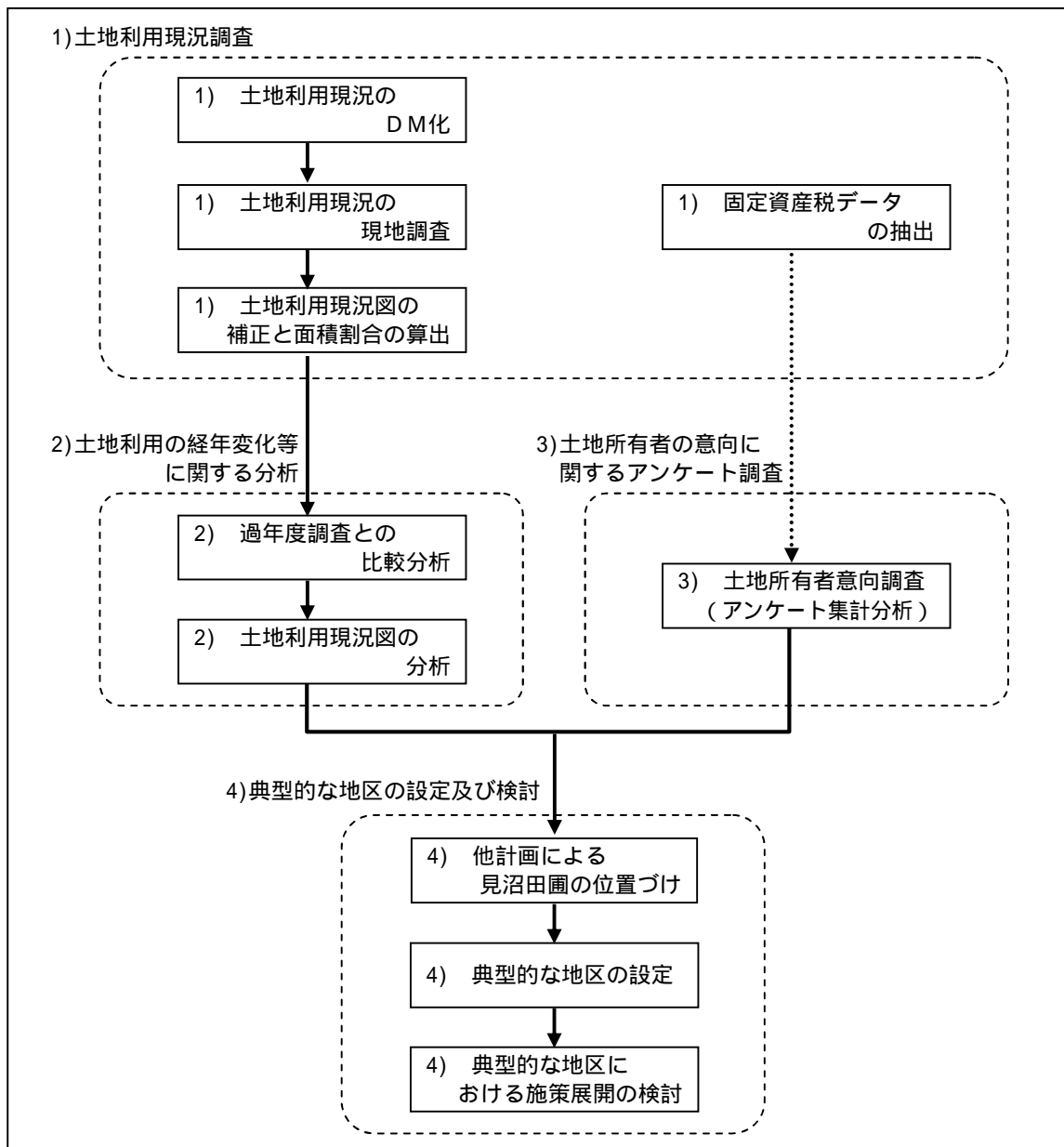
典型的な地区における施策展開の検討

で設定した地区において、具体的に見沼田圃の保全・活用・創造のための展開例を検討した。

(4) 業務の流れ

業務の流れを以下のフローに示す。

図 1 - 1 - 1 業務フロー



2. 見沼田圃の位置づけ

(1) 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針

近年における都市化の進展や営農環境の変化などにより、見沼田圃に対する開発圧力が増大してきた。その一方で、首都近郊に残された大規模緑地空間として見沼田圃を保全していこうという動きが活発となった。こうした状況を踏まえ、埼玉県では、関係市、学識経験者等関係者の意見を聴き、『見沼三原則』（昭和40年：見沼田圃農地転用方針）に代わる『見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針』（以下、『基本方針』と呼ぶ）を策定した。

『基本方針』では、「見沼田圃を人の営みと自然が調和を保つ地域として、（中略）効率的・安定的に農業経営が行える場として整備するとともにライフステージに応じた自然とのふれあいの場として整備するなど、治水機能を保持しつつ農地、公園、緑地等として土地利用を図る」ことが、見沼田圃における土地利用の基本的方向とされている。

(2) 国における位置づけ

『首都圏基本計画』（平成11年/国土庁）及び『首都圏整備計画』（平成13年/国土交通省）では、首都圏における本市を含む東京都市圏北部について都市間の緑地の保全等自然環境との調和を図りつつ、環状方向の拠点群の形成を図るとしている。

また、首都圏における自然環境の保全・再生・創出に向け策定された、『首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン』（平成13年/国土交通省）では、首都圏の保全すべき自然環境として25のゾーンが抽出されており（図1-2-1）、ここで見沼田圃は「見沼・安行ゾーン」として、「都市化された周辺部の中に水田や畑地が多く残る地域であり、市街地に極めて近いため、開発圧力が高く、農地の機能を多面的にとらえて保全を進めていくことが求められている地域」と位置づけられている。

図1-2-1 「保全すべき自然環境」



出典：首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン
～首都圏に水と緑と生き物の環を～/平成16年/国土交通省

(3) 埼玉県における位置づけ

『彩の国豊かな自然環境づくり計画』（平成 11 年 / 埼玉県）では、「自然ネットワーク」を形成することを自然環境の保全・再生の課題としており、ここで見沼田圃は、河川や用排水路と広大な農地や周辺の雑木林などを構成要素として、水循環を生かした自然ネットワークを図ることを基本方針とする「低地生態圏」に属し、「大都市近郊に唯一存在する大規模な自然として貴重なゾーン」として位置づけられている。

また、『彩の国 5 ヶ年計画 21』（平成 14 年 / 埼玉県）では、分野別計画の環境分野の施策として「見沼田圃の保全・活用・創造」を掲げ、首都近郊に残された貴重な大規模緑地空間で歴史と文化が継承されている見沼田圃を次の世代に引き継ぐため、地元の川口市やさいたま市、地域住民、NPOなどと連携のもとに、治水機能を保全しつつ、農業の振興を図り、質の高い緑地環境の整備を進めるとしている。

(4) さいたま市における位置づけ

『新市建設計画』（平成 12 年）では、新市のゾーン別整備方針において、見沼田圃等を中心とするゾーンを「緑地保全・創造ゾーン」として位置づけ、施策として「見沼グリーンプロジェクトの推進」を主要事業としている。

その後、総合振興計画の基本計画で、さいたま市の将来都市像の一つが「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」とされ、それに即して策定された『さいたま 2005 まちプラン（さいたま市都市計画マスタープラン）』において、見沼田圃は重点地域の 1 つと位置づけられ、具体的施策と方針が示された。

また、『さいたま市緑の基本計画（改訂版）』（平成 19 年 / さいたま市）では、「見沼田圃、荒川、元荒川が市の緑の大きな骨格を形成し、首都圏の広域的な環境保全の役割を担う緑のシンボル軸」として位置づけられている。

さらに、『さいたま市都市景観形成基本計画』（平成 19 年 / さいたま市）では、都市景観形成の目標の一つである「水とみどりがきらめく都市景観形成」において、「見沼田圃、荒川、元荒川の広がりのある景観を保全・活用する」とされており、見沼田圃は荒川、元荒川とともに、市の自然景観の骨格を形成する軸として位置づけられている。

図 1 - 2 - 2 見沼田圃区域の位置

